

新年度に入り、多くの法人が決算業務に取りかかられていることと思います。

令和4年3月決算法人で青色申告書を提出する中小企業者等が適用できる法人税額の特別控除制度を一部ご案内いたします。

### 【所得拡大促進税制】

適用要件	・雇用者給与等支給額 $\geq$ 比較雇用者給与等支給額 $\times 101.5\%$
特別控除額	次のいずれか少ない金額 (1) 控除対象雇用者給与等支給増加額 $\times 15\%$ <sup>*</sup> ※ 次の要件を満たす場合・・・ <b>25%</b> ① 適用年度の雇用者給与等支給額 $\geq$ 比較雇用者給与等支給額 $\times 102.5\%$ ② 下記のいずれかを満たすこと イ 教育訓練費の額 $\geq$ 比較教育訓練費の額 $\times 110\%$ ロ 中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受け、一定の証明がされたこと (2) 調整前法人税額 $\times 20\%$

### 【人材確保促進税制】

適用要件	・新規雇用者給与等支給額 $\geq$ 新規雇用者比較給与等支給額 $\times 102\%$ （中小企業者等以外も適用可）
特別控除額	次のいずれか少ない金額 (1) 控除対象新規雇用者給与等支給額 $\times 15\%$ <sup>*</sup> ※ 次の要件を満たす場合・・・ <b>20%</b> 教育訓練費の額 $\geq$ 比較教育訓練費の額 $\times 120\%$ (2) 調整前法人税額 $\times 20\%$

### 【研究開発税制】

適用要件	・試験研究費の額があること
特別控除額	次の(1)と(2)のいずれか少ない金額 (1) 試験研究費の額 $\times$ <u>下記の割合（上限17%）</u> ① 増減試験研究費割合 $\leq 10\%$ の場合 イ 増減試験研究費割合 $> 9.4\%$ → $12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$ ロ イ以外 → $12\%$ ② 増減試験研究費割合 $> 10\%$ の場合 → 一定の割合 (2) <u>調整前法人税額<math>\times 25\%</math></u> <sup>※1</sup> ※1 次の場合にはそれぞれの金額を加算 ① 増減試験研究費割合 $> 9.4\%$ → 調整前法人税額 $\times 10\%$ ② 試験研究費割合 $> 10\%$ （①の場合を除く） → 調整前法人税額 $\times$ <u>（試験研究費割合<math>- 10\%</math>）<math>\times 2</math></u> <sup>※2</sup> ※2（下線部分）上限10% ③ 次の要件を満たす場合 → 調整前法人税額 $\times 5\%$ イ 基準年度比売上金額減少割合 $\geq 2\%$ ロ 試験研究費の額 $>$ 基準年度試験研究費の額